HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	母子世帯の家計に関する研究：動向と課題
Author(s)	鳥山, まどか; TORIYAMA, Madoka
Citation	教育福祉研究, 8, 1-11
Issue Date	2002-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28346
Type	departmental bulletin paper
File Information	8_P1-11.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

Journal of Education and Social Work No.8 2002
教育福祉研究　第8号　2002

母子世帯の家計に関する研究—動向と課題

鳥　山　まどか

はじめに

「家計管理」とは「やりくり」であるというイメージが一般的にはいまだに強いかもしれない。確かにかつての家計管理は、その時々の収支合わせをすることが最も重要なこととして考えられていた。もちろん今でもやりくりは家計管理の重要な一部であるが、現代の家計管理はそれだけにはとどまらず、生活設計ともよべるような行為をも含むものになっている。とくに子どもを育てるにあたっては、その子どもの十数年の（多くはそれ以上であろう）養育・教育というものを視野に入れた長期にわたる家計管理をすることが避けられない。

日本においては、子育てにかかる費用についてそのほとんどを各世帯がそれぞれの責任で自己負担するものとされている。したがって子どもにどれだけお金をかけることができるかを含め、その世帯の家計管理、生活設計のありかたが子どもにあたえる影響は大きい。家計管理における困難や問題によって、そこで育った子どもが成人して自ら家計管理をするようになったとき、再び困難に直面することもおこり得る。所得の低い世帯が家計管理において困難や問題をかかえるとき、それが「貧困の世代的再生産」の一つの要因にもなると考えられる。

そこで、本稿ではとくに子どものいる貧困・低所得世帯の家計に関してこれまでどのような研究がなされ、何が明らかにされてきたかを整理する。はじめに、現代の家計管理がどういうもので、なぜそこで貧困・低所得世帯が不利な立場に置かれやすいか、そして子育て（養育・教育）にかかる費用について簡単に述べる。その後、子どものいる貧困・低所得世帯の家計に関する研究動向を整理する。しかし、最近の家計に関する研究においては、「貧困」「低所得」世帯という枠組みでは家計を分析しておらず、所得の低い方にかたよっている「母子」、「高齢者」世帯の家計といった世帯類型別での分析が中心である。したがって「子どものいる貧困・低所得世帯の家計」となると、今回取りあげるのはおのずと「母子世帯の家計」に関する研究に限られることをここで断っておく。最後に今までの研究でやり残された点について述べ、今後の課題として示す。

1．家計管理と子育てコスト

(1)　家計管理

財団法人・家計経済研究所『現代家計と家計管理に関する実証研究』（1988年）では、家計管理の意味とその範囲について以下のように説明している。家計とは、経済構造（とくに労働市場）の状況に規定される貨幣収入と、その時々の世帯内の個別事情により必要が変化していく生活資料への貨幣支出を、生活を成り立たせていくよう、世帯員の範囲で一致させ秩序付けていくものである。家計管理が存在するためには「管理主体としての意志決定をおこない、管理を実際におこなう世帯構成人員」と「管理の対象となるべき世帯に流れ込んでくるいくつかの収入、およびその世帯員によるさまざまな支出行為」がその前提として必要である(1)。家計管理のプロセスは以下の4つの局面に分類できる。

① 世帯員の収入と支出をなんらかのかたちでバランスさせ、統合化する、つまり世帯員の範囲でその日、その月、その年の収支バランスをつけていくという行為。これができて初めて家計

は成立する。いわゆる「やりくり」と考えられる。

② 比較的長期の見通しをもっておこなわれる家計設計で、いわゆる「生活設計」にあたる。この場合はその日、その月、その年で収支バランスをつけていくことだけではなく、生涯にわたってのバランスに目を向ける。このような管理が一般的に可能となった背景には、教育費や住宅費のような、ライフサイクルの時々で必要な大きな支出費目が共通化したこと、その一方でこれに対する社会的ファンドの形成が充実したことがある。そしてこれらの結果として、借金や貯金の取り崩しといった実収入以外の収入や、貯金、保険掛け金、借金返済といった実支出以外の支出というものが大幅に家計にくみこまれるようになった。

③ ②における収支の増減は前もって予想することができるが、突発的な事故などによる収支の増減は予測不可能である。このようなときに必要となる管理行為は危機管理としての様相を呈する。一般的には予測不可能な事態に備えて準備金を形成しておく世帯が多い(2)。

④ 住宅の取得や勤労者向けの金融商品など、一般的には生活費のための家計収支と捉えられる家計に資産管理的な側面が導入されている。

これらをどう組み合わせるか、またどこにより重点をおくかは世帯によって異なる。しかし必要とされる管理の組み合わせを決める要因として、所得の高低とその安定度とが大きいと予想できる。したがって「実証研究としては現実になされている管理構造の階層的相違の把握は不可欠(3)」である。

低所得であったり、収入が不安定であったりする世帯は、このシステム（とくに②以下のプロセス）にあっては不利な立場に置かれると考えられる。収入が少ないということはそこで控除できる部分が少ないということであり、貯蓄ができないか、できてもその額が少なく必要なだけの額に満たないということになる。また、不足分を他から借りようとするとき、低所得であるがゆえに、より金利の高い貸し付けを利用しなくてはならないことが多い(4)。

(2) 子育てコスト

平成10年度に保護者が支出した教育費の平均は、学校教育費に限ると、公立の小学校で62,011円、中学校137,581円、高校329,979円、私立高校774,936円であった。これに学校給食費、学校外活動費(補助学習費とその他の学校外活動費)をくわえると、それぞれ302,019円、439,522円、515,605円、1,010,125円になる(5)。もちろん、子どもを育てていくには食費など、教育費以外の費用もかかる。駿河輝和（1995年）は等価尺度を用いて子どもにかかる費用を計測しているが、それによると子どもにかかる費用は成人2人にかかる費用の15〜30%である。この費用はもちろん一定ではなく、一般的に子どもの成長とともに増加する(6)。

子どもにかかる費用をだれが（どこが）負担するかは、子ども観、子育て観、あるいは「家族の責任」ということへの理解などに左右される。埋橋孝文（1997年）は、「児童支援パッケージ(7)」と呼ぶ各国の児童支援システム全体を比較した上で、日本の児童支援パッケージはアメリカとならんで低水準であると評価している。その理由として、日本の住宅事情および住宅政策による住居費用の高さと、学校教育費用の高さとがパッケージの水準を著しく引き下げていることをあげている(8)。つまり住宅や教育に関しては、結局子ども本人やその世帯の利益になるものだから自己負担すべきだとされているということである。各世帯は、子どもへのある一定の支出を要求されることになり、低所得層ほど相対的に子どもの費用の負担は高くなってしまう(9)。

「全国母子世帯等調査結果(平成10年度)」にみられるように、母子世帯の世帯収入は低く、多くの世帯が子どもの教育・進学について心配している。およそ3割の母親が子どもの進学を大学まで望んでいる一方で、やはり約3割の母親は子どもの進学を高校までとしている。篠塚英子(1992年)によると、中学生以上の子どものいる44万の母子

世帯のうち、高校以上の就学をしている子どものいる世帯は36万世帯、中学だけでやめた子どものいる世帯は20万世帯である。また就学している場合でも、高校までで学業を終えることが圧倒的に多い(10)。

景気が低迷するなか高卒者の就職難は深刻な問題となっているが、1970年代以降高校進学率は9割をこえており、高校へ行かないことや高校を卒業しないことは、その後の就業においてより一層の不利となることは疑いない。日本では義務教育以降の教育にかかる費用に関しては、そのほとんどを各世帯が自己負担しなくてはならない。そのため、その費用を負担できるかどうかで子どもの将来が左右されることも考えられる。経済的な理由によって高校進学をあきらめなくてはならない、または高校を中退しなくてはならないという事態は、子どもに深刻な影響をあたえる。

所得水準・親の学歴と子どもの成績には相関があるようだが(11)、これは直接教育にお金をかけられるか否かということだけが理由ではない。親は家庭の文化環境を整える、あるいは子どもに文化的経験をさせるなどのかたちで自分のもつ文化資本を子どもに継承している。その文化資本の量は子どもの教育達成にも影響をあたえている(12)。家庭において文化資本をどのくらい保有できるか(子どもにどのくらい文化資本を継承させられるか）は経済資本に左右される部分も大きいだろう。

2．母子世帯の家計に関する研究動向

ここでは母子世帯の家計について(1)収入（勤労収入、社会保障給付、その他の収入)、(2)支出、(3)家計管理、(4)諸研究で示された母子世帯への援助のありかたにわけてまとめる(13)。

(1) 母子世帯の収入

母子世帯がとりあげられるとき、真っ先に指摘されるのは、世帯の経済的貧困である。「平成11年度全国消費実態調査」によると母子世帯の実収入は標準世帯の半分以下である。母子世帯は「女性の貧困化」の典型例としてあげられることが多い。また、この世帯は子どもを養育している世帯であり、そこで貧困が再生産されているという認識も、母子世帯に関心を向けさせている(14)。

母子世帯のもつ（収入にかかわる）資源には、①本人の勤労所得、②児童扶養手当、生活保護給付など社会保障による給付、③親・親族からの援助（経済的援助や住宅の提供など)、④前夫からの養育費などがあると考えられる。

1）勤労所得—性別役割分業との関係

日本の母子世帯の母親は、同じ日本の子どものいる既婚女性よりも就業率が高く、また国際的な母子世帯の比較においても日本の母親の就業率は高い(15)。母子世帯の収入の中心は勤労所得である。しかし、4割の世帯が仕事からの年収が200万円未満(16)であることからもわかるように、経済的貧困の要因として大きいのがこの勤労所得の低さである。

勤労所得が低い原因としては、それ以上働き手を増やせないこと(17)、母親の職業歴（結婚・出産にともなう退職)(18)、就業形態（パートの割合が多い)(19)などがあげられている。また、母子世帯の母親でパート就労をしている者の平均年齢は相対的に若い＝子どもが低年齢であることから、育児と就労との両立のために、賃金の面で不利なパート就労を選択せざるを得ないということもあげられる(20)。

母子世帯の経済的貧困が「女性の貧困化」の典型例であるとされるとき、母子世帯の経済的貧困、女性の貧困化は、家庭内や労働市場、そして社会保障制度に貫かれている性別役割分業、性別役割分業観との関係で論じられることが多い。

石田好江（1994年）は、母子世帯の低収入は母子世帯に固有の要因があるのではなく、女子雇用者に共通の要因によって生じたものであるとしている。そこでは常勤である女性の半数が年間所得200万円以下の低所得に集中していることが指摘され、その理由が以下のように説明されいる。女性はある年齢（30歳前後）を境に勤続年数が延びても賃金額は上昇しなくなる。また労働市場において女性は不熟練部門に特化されている。このような性別役務分離のありかたが、女性が低賃

金であり、すなわち母子世帯が低収入である理由の一つである。しかし、年収で200万円以下という低賃金が女性にのみ容認されていることは、労働市場内での性別役務分離だけでは説明できない。石田はもう一つの理由として労働市場の性別役務分離が家庭における性別役割分業と結びついていることをあげる。労働市場、そして社会保障制度は女性が夫に扶養されることを前提として成立している。扶養手当、遺族年金、税金の配偶者控除などは被扶養者である「妻」を保護する制度であり、そこからはずれると十分な生活保障を得られない。そのため「妻」という立場をはずれたとたんに女性、母子世帯は困窮するのである[(21)]。

母子世帯に関する研究ではないが、大塩まゆみ（1996年）も女性が被扶養者でなければ生活を保障されない社会システムについて指摘している。しかし大塩は、これは労働市場における性差別がなくなれば解決する問題ではないとする。なぜなら子どもをもつこと、すなわち出産と育児が女性の経済的自立を妨げているからである。女性は性別役割分業のもとで「ケア役割」を担うものとされ、そのために就労の継続が困難であり、夫に経済的に依存せざるを得ない。そしてそのことが職場での差別待遇や労働条件の低下をまねくのである[(22)]。

2）社会保障給付―児童扶養手当と生活保護

離別母子世帯に対する所得保障としての社会保障給付は、生活保護と児童扶養手当[(23)]にほぼ限られる。生活保護は「その他の方法に頼り得ない場合の最後の救済策として、事後的に最低生活を保障するものである」はずだが、母子世帯の生活保護受給率が高水準を保っている理由の一つは、「社会保険制度や児童手当及び類似制度自体における欠陥の存在[(24)]」に求められる。城戸善子（1985年）は児童扶養手当が標準通りに給付されても貧困ギャップの半分も解消しないような水準に定められている、つまり児童扶養手当の額が十分ではないということを指摘している。しかし、篠塚（1992年）は1980年代の適正化政策以降、受給可能な母子世帯のうち、実際に生活保護を受給した世帯の倍にあたる世帯が、生活保護と同水準の年収でありながら受給をしていないことを指摘し、最後の救済策であるはずの生活保護さえも母子世帯の生活を保障するものになっていないとする[(25)]。

3）その他の収入―親・親族からの援助と養育費

財団法人・家計経済研究所『ワンペアレント・ファミリーに関する6カ国調査』（1999年　以下、『6カ国調査』とする）[(26)]では、欧米諸国に比べて日本で母子世帯問題が顕在化しない理由として、離婚率の低さとともに、「離婚後の親との同居が問題を潜在化させている[(27)]」ことをあげ、日本で多いとされる同居母子世帯について、単独母子世帯と比較しながら分析している。同居世帯の年収分布は低い方にかたよっているが、これは十分な所得を得られないから同居するというケースと、親と同居しているので無理をして多くの収入を得る必要性のないケースとの重なり合いによる結果である。また、親が家賃や食料費、水道光熱費などを援助しているため、消費支出は低い。同居母子世帯の親への経済的な依存の仕方としては、母親本人が職についていて、家賃や食費などの名目で5万円前後のお金を定期的、あるいは不定期的に親にわたしているという形態が日本では最も多いのではないかとされている。

またこの調査に先立ち木村清美（1997年）は、家計経済研究所が1993年からおこなっている「消費生活に関するパネル調査」をもちいて、「本人の労働能力の活用には親族支援の有無が規定要因[(28)]」であることを明らかにしている。低所得であるため、または未就学児がいるために親と同居するというよりも、同居していないために育児の負担が就労における制約となり、それが低所得につながっている可能性のあることが示されている。また木村は、同居というかたちの支援以外にも、仕送りや住宅の提供などのかたちで支援を受ける例もあることを指摘している。

養育費について扱われる場合には、母子世帯の所得保障の一つとしてとらえられることが多い[(29)]。しかし、「全国母子世帯等実態調査(1998年)」に

よると、養育費の取り決めをしている世帯は35%（うち「文書あり」が66.7%）、現在も養育費を受けている世帯は2割程度でしかない。なぜ養育費の取り決めをしていないかについては、「相手に払う意志や能力がないと思った」というものが6割をしめている。『6カ国調査』では、養育費を取り決めていない母親の多くは取り決めをしなかったのではなく、多額の借金やひどい暴力などで取り決めができる状況にはなかったことが示されている。また、養育費に対する意識に関する質問に対し、相手の収入の方が多い（賃金が高い）なら支払われるべき、または離婚原因をつくった側が支払うべきものという発言がみられたことから、借金や暴力といった理由がないにもかかわらず養育費の取り決めをしない場合は、養育費が子どものためのものと考えられておらず、養育費がなぜ必要なのかが母親（や父親）に認識されていないためだと指摘する(30)。もちろんこれまで指摘されてきているように、日本においては協議離婚が多く、養育費を確保する制度がないことも、取り決め率の低さにつながっている(31)。

(2)　母子世帯の支出

その収入の低さを反映して、母子世帯の消費支出は標準世帯のおよそ6割の水準でしかない。しかしながら消費性向は103.1%と、月に6千円弱の赤字を出している。また貯蓄率も標準世帯のやはり6割程度と少ない(32)。このような母子世帯の支出の特徴は、どのようなものなのだろうか。

馬場康彦（1997年）は、消費支出を「基礎費用(33)」と「周辺費用(34)」とにわけ、それぞれの費目が消費支出全体にしめる割合を、母子世帯と一般世帯とで比較している。生活必需性の高い「基礎費用」の多くの費目、とくに「住居」と「食料」で母子世帯が一般世帯を上回っている。反対に、「周辺費用」の方は多くの費目で母子世帯が一般世帯を下回っている。そのなかでも諸雑費・こづかい・仕送り金・交際費などで成り立つ「その他の消費支出」の割合が小さく、母子世帯には自由に使えるこづかいがほとんど存在していない。

しかし、以上のことは母子世帯をふくむ低所得階級一般にみられる特徴でもある。馬場は「基礎費用」、「周辺費用」それぞれについて収入階級5分位別に消費構造の構成比を示し、「住居」、「食料」、「その他の消費支出」などについての傾向が先の比較と同様の傾向を示しているとする(35)。その一方で「保健医療」、「被服及び履物」、「教育」の3費目では母子世帯と低所得世帯とで異なる傾向を示している。すなわち母子世帯は、「住居」「食料」のウエイトの高さと「その他の消費支出」の低さでは一般的な低所得層と共通する消費構造上の性格を有しているが、「保健医療」のウエイトの低さと「被服及び履物」「教育」の高さという母子世帯固有の特質をもつものとして存在している。

馬場は子どもの就学状況別に母子世帯の消費構造を比較してもおり、「子どもの成長とともに、親の子供に対する関係は育児→子育て→教育と変化し、同時に消費構造のなかでのウエイトは「保健医療」「被服及び履物」→「教養娯楽」→「教育」にシフトしていく傾向がみられる(36)」とする。濱本知寿香（1997年）も子どもの就学状態別に消費構造を分析しており、教育費・消費支出全体が子どもの成長にともなって上昇しているが、年間収入はそのようになっていないことを指摘している(37)。

また、室住真麻子（1988年）も、母子世帯における食費・住宅費・教育費の高さを指摘しているが、ここでの強調点は現代生活において収入の大小に関わらず一定程度の額を要求されるような支出のほうにある。室住はこのような支出を「固定的支出」とし、そこでの母子世帯家計の特徴を分析している。この固定的支出は以下の三つに分類される。①消費支出範囲内の交通通信、光熱水道などの生活財・サービス料金、②税金や社会保障費などの非消費支出、③住宅ローンや他の借金返済と生命保険などの保険掛け金で、生活を短期的・長期的に維持するための費用。

ここでもやはり、母子世帯の支出構造は低所得世帯一般に共通する傾向とともに、母子世帯の特徴がみられる。①については収入条件といった家

計の個別条件をこえた（すなわち収入の大小に関わらず）、一定の支出構造が定着しているが、その定着に最も寄与しているのが公共的な生活財・サービスとその支払いである。低所得家計ほどこの構造に強く吸引され、他の消費支出への裁量を狭めており、母子世帯も例外ではない。②に関しては、母子世帯は一般低所得世帯とくらべてその負担が軽い。この理由について室住は、母子世帯に対する税優遇措置の一定の効果が現れているか、世帯の収入自体が低い結果であろうとしているが、①と②とを加えた支出が実支出にしめる割合は母子世帯、低所得世帯、勤労者世帯で大きな差がないことに留意すべきだとしている。③については、母子世帯は住宅ローンの返済よりも月賦・掛け買い払いや他の借金返済の割合が高いことから、母子世帯は日々必要な費用に不足する分を長期の支払いによってカバーしていると室住は述べている。

共働きによって収入を二つ（以上）に増やすという方法をとれない母子世帯は、それだけ家計収支の調整力が低い。そのため母子世帯の底辺においては、この固定的支出を長期的・定期的に払いつづけることができなくなり、生活を支えきれずに子どもを児童福祉施設に入所させたり、母子ともに生活保護世帯へ「落層」していったりという生活問題が顕在化していることも指摘されている(38)。

(3) 母子世帯の家計管理

これまでみてきたのは、いわば「家計費」に関して明らかにされてきたことである。母子世帯の家計に関する研究はこの家計費分析が中心である。家計に関する分析には「全国消費実態調査」などを利用することが多く、これまで取りあげてきた研究も主にこの種の資料にもとづいて分析をおこなっている。

母子世帯の家計に関する研究において、独自の調査によるものは少ないが、先にあげた『6カ国調査』は母子世帯に対してインタビューによる調査をおこなっている。ただしこの調査での「家計管理」とは、結婚時におけるそれを指している。そこで明らかになったのは、たとえ世帯自体に最低限とされる以上の収入があったとしても、夫が生活費を渡さない、浪費する、いったん家計にいれたお金をまたもっていってしまうなど、家計内での分配において著しく不平等な状態が生じれば、その世帯の女性と子どもは最低限を割った生活を余儀なくされるということである。結婚時このような状況に置かれていた女性が離婚後「暮らし向きが良くなった」と言うのは、収入が増えたということではなく、家計のすべてを自分の意志でコントロールできるようになったことが大きく影響している(39)。

また、室住（1988年）は父子世帯の家計についても分析しているが、父子世帯については母子世帯のような統計調査の蓄積がなく、枚方市の調査を利用している。しかしこの調査は家計管理の実態というところまである程度わかるような調査である。父子世帯の場合、母子世帯とは異なりこづかいが増大する。しかも父親本人のものより、子どものためのこづかいが増大している。これは世帯家計の個人別支出が分離してこづかいの形態をとったものという側面と、世帯共同消費部分という側面とをもち、世帯家計から子どもに配分されるこづかいを通じて、世帯共同消費を含んだ全体の家計支出をおこなっている。つまり子どもが家計管理の一端を担うという状況がみられる。母子世帯ではこづかいの割合が小さいが、母親によってはいくつかの仕事をかけもっているものもおり(40)、この場合は父子世帯と同様の状況、つまり子どもが家計管理の一端を担う（その分使途不明金が増大し、家計管理が分離する）こともあり得る。仕事のかけもちは収入を増やすための行為であるはずだが、そのことにより家計の管理ができなくなったり、かえって支出が増大したりということもおこり得る。

先に家計管理についての四つのプロセスを示したが、このような意味での母子世帯の家計管理については、ほとんど明らかにされていない。母子世帯のような「低所得層や一時的に高いことがあっても収入の不安定な家計にとって意味を持つのは、家計そのものの成立とからむ第一の管理(41)」すな

わち「やりくり」であり、そのような管理しかできないような経済的な貧困が、母子世帯に関する研究においては最も重要な問題とされてきた。また、「家計管理」に関する最近の研究は、主にその管理をめぐる世帯員の関係性というところに関心があり(42)、この関心からは「ひとりで管理している」母子世帯は分析の必要がないとみなされているのだろう。

(4) 諸研究で示された母子世帯への援助のありかた

母子世帯の家計に関する研究でこれまで明らかにされてきたことをあらためて簡単に整理すると以下のようになる。

- 世帯収入の絶対的低さと、その最も大きな要因である勤労収入の低さ。(勤労収入の低さが何によるものかについては、見解が一致しているとはいえないが。)
- 生別母子世帯に対する社会保障(所得保障)としては、生活保護と児童扶養手当があるが、これらは母子世帯の生活を保障するには基準や水準の点で不十分である。
- 母子世帯にとって、親からの援助は経済的な面のみならず就労の面においても大きな意味をもっている。
- 前夫からの養育費を現在受けているものは少なく、養育費に関する取り決めをおこなっているものも少数である。取り決めをしないのは、夫の暴力や借金でしたくてもできなかった場合と、なぜしなくてはならないかがあまり認識されていない場合がある。
- 収入の低さは他の低所得世帯と同様に「食料費」、「住居費」などの負担の重さにつながるが、「教育費」の割合も高く、母子世帯に特有の家計支出の特徴もみられる。
- 家計管理ということに注目した研究としては、結婚時の夫との関係についてのものがある。ここでは、世帯自体には最低限とされる以上の収入があったとしても世帯内で女性が貧困な状況におかれることもあることが示された。

母子世帯の経済的貧困を解消するためには、母親の雇用条件を改善することが必要とされるが、高い失業率、雇用の弾力化・流動化という状況のなかでは、たとえ職に就いたとしてもパート就労であることが多くなり、母子世帯が勤労所得のみで経済的に自立することは難しい(43)。そこで勤労収入に社会保障や養育費をくみあわせて、生活を成り立たせていくことが必要になる。

支出のところでみたように、母子世帯の問題として大きいのは住宅と教育である。それに対する保障の方法としては、確実にその目的が達せられるとして現物給付が有効であるとするものと、世帯のより自由な利用を保障する現金給付が良いとするものとに分かれる(44)。また、渡辺千壽子(1991年)は離婚後の子どもの生活保障ということを重視して、「第一に、有子世帯全般への所得保障制度の改善、第二に、単親、とくに離別世帯への所得保障のありかた、第三に、親としての扶養責任の履行確保(45)」を再検討する必要のある点としてあげている。第一点目に関しては、単親になったときの特定給付だけでは生活水準の低下を抑制する機能を果たすには不十分であるということである。子どもを養育する場合は両親そろっていてもその生活水準は低下するのであり、それを防ぐためには養育費の社会的補填として、児童手当のような所得保障が必要である。そこが保障されることで、単親のための上乗せの給付も有効なものになる。

第三点目は主に養育費のことをさしているが、養育費を受けていない母親が多く、その場合母親は子どもの養育責任だけではなく、経済的に子どもの生活を保障していく責任をもひとりで負っていることになる。しかし親権者にならなかった方の親も、子どもとの親子関係は継続するのであり、子どもの成長のために必要な経済的基盤を整える義務がある。したがって離婚後の子どもの経済的基盤を強化するため、そして母子世帯の所得保障のために、養育費を徴収する制度を確立する必要があるとされる。これに関する研究としては、スウェーデンやアメリカにおける養育費を徴収する

ための制度が城戸（1985年）や下夷美幸（1989年）、渡辺（1991年）らにより紹介されている。また、下夷（1989年）は具体的に養育費を確保するための方策を検討している。

3．課題―おわりにかえて

以上からわかるように、これまでに明らかにされてきたのは管理の結果としての家計費が中心であり、そのような家計費の水準や構造を結果としてもたらした家計管理についてはほとんど明らかにされてこなかった。その理由としては、「全国消費実態調査」のような資料では家計管理についてはまったくわからないこと、管理について明らかにするための調査をするのにともなう諸困難ということがあげられよう。また、先にも述べたように、家計管理についての研究関心がそこでの「関係」に集まっていること、そして収入の低さが管理以前の問題とされていることがある。低所得世帯の家計における困難は、低所得ゆえにその少ない収入に必要な費用を収めきれない問題として捉えられるか、低い所得に見合わない出費をする（管理能力のなさなど）問題として捉えられてしまうということが、貧困・低所得世帯の家計管理に関して研究が進まないもうひとつの理由であるようにも思われる(46)。

日本で貧困・低所得世帯の家計管理にかかわるものとしては、公営住宅の家賃を滞納している世帯(47)、多重債務世帯(48)に関する研究などがあり、これらから低所得世帯の家計管理についてその一端をうかがい知ることができる。このように公共料金や税金などの支払の滞納や負債問題をかかえたとき、それはその世帯の家計管理が破綻していると捉えられる。そしてこの場合の世帯に対する社会的援助は、主に世帯に家計管理能力を身に付けさせるという方向で考えられる(49)。

しかし「やりくり」ということ以上の家計管理について考えるときにはとくに、個人的能力のなさや管理経験の浅さ、世帯員の協力の有無などではない、（これらのことを結果としてひきおこす面もある）「家計管理を成立させない」要因の存在に目を向ける必要がある。社会保障制度により家計管理の条件が奪われる状況があることを、イギリスの家計管理研究においてウォーカーが明らかにしているが(50)、このような状況は日本の社会保障制度にも存在している。その例としてあげられるのが生活保護制度の問題である。やりくり以上の家計管理においては貯蓄や借金を組み合わせて利用していくことが必要とされていることについて先程触れたが、生活保護受給世帯はその「貯蓄」という手段の利用について著しく制限されており、家計管理を成立させるための条件を奪われているといえる。

また、社会的・制度的な制約があるなかでも「やりくり」以上の家計管理ができるとき、その世帯は何らかの資源を有していると考えることもできる。母子世帯であればその資源は親との同居による経済的・非経済的援助や、仕送り、または前夫からの養育費などがあげられる。そうであるならば、祖父母や父親からの所得や資産の移転、協力の有無によって影響される家計管理のありかたが、その世帯の子どもの将来を左右することも考えられる。このことは経済資本だけではなく、プラスとマイナス両方の文化資本やネットワークとしての社会資本の保有・継承にもかかわってくる。

外からの移転により家計管理のありかたが左右されたり、移転されない限り一定程度以上の家計管理が成り立たなかったりするならば、それは、管理の能力を身につけること以前の問題であり、どのような家計管理をすべきかというカウンセリングでは解決できない問題である。

以上のことを明らかにするためには、例えば同じ母子世帯であっても、それぞれがどのような資源（母親自身の就労による収入、社会保障給付、親からの援助、前夫からの養育費など）をもっており、それによってどのような管理をしているのかについて実証するような調査、研究がされなければならない。低収入ということ以外の、家計管理を阻害する外的要因、そしてそのなかでも管理を成立させているさまざまな資源について明らか

にされ、そこに対して適切に社会的な保障がなされることで、「貧困を再生産させないためにはどのような家計管理をすべきか」という議論も有効なものになるのではないだろうか。

注・文献

(1) 財団法人・家計経済研究所『現代家計と家計管理に関する実証研究』家計経済研究所、1988年、p.11。

(2) 金融広報中央委員会「貯蓄と消費に関する世論調査(平成13年度)」によると、貯蓄目的は多い順に①病気・災害への備え、②老後の生活資金、③子どもの教育資金、④特に目的はないが、貯蓄していれば安心、となっているが、30代および40代では②と③が逆転している。(金融広報中央委員会『暮らしと金融なんでもデータ 平成13年度版』金融広報中央委員会、2000年、p.86)

(3) 財団法人・家計経済研究所『前掲書』、p.13。

(4) 世帯年収が低い世帯ほど高金利のローンを利用する(利用せざるを得ない)傾向が指摘されている。また年収が低い世帯は生活費にしめる返済の割合が高く、返済が重い負担になっている。使途自由なローン(目的の決まっているローンより高金利)の利用に結びつきやすいのは世帯年収が減少したときであるが、年収の減少を経験したのは低所得層に多く、年収の低い世帯がそのようなローンを借り入れる目的は「日常生活費」、「子どもの教育費」などで、必需的支出のための利用が多くなっている。またこのような世帯には「借金の返済のため」の借り入れをしている世帯が相対的に多く含まれており、多重債務につながる危険性も高い。(藤田由紀子「家計の負債利用の実態と破産リスク」、橘木俊詔編著『ライフサイクルとリスク』、東洋経済新報社、2001年)

(5) 金融広報中央委員会『前掲書』、p.52。

(6) 駿河輝和「Equivalence Scale による子供の費用の計測」『日本統計学会誌』第25巻 第3号、1995年。

(7) 児童支援パッケージとは、①ミーンズ・テストをともなう、またはともなわない児童手当制度(ワンペアレント・ファミリーへの給付やアメリカのフード・スタンプなど現物給付支援策を含む)、②扶養家族(扶養児童や専業主婦)のいる家族タイプやワンペアレント・ファミリーなどの家族タイプの税を軽減する所得税制、③住居費用を軽減させる給付やサービス、④保健費用を軽減させる給付やサービス、⑤保育・教育費用を軽減させる給付やサービスの各構成要素の全体をさす。(埋橋孝文『現代福祉国家の国際比較 日本モデルの位置づけと展望』、日本評論社、1997年、p.106)

(8) 埋橋孝文『前掲書』、pp.107-113。

(9) 駿河輝和「前掲論文」。

(10) 篠塚英子「母子世帯の貧困をめぐる問題」『日本経済研究』第22号、1992年、pp.94-95。

(11) 潮木守一「家庭環境と子どもの成績 親の学歴・所得とどう関連するか」『月刊教育の森』第5巻第2号、1980年。

(12) 片岡栄美「家族の再生産戦略としての文化資本の相続」『家族社会学研究』第9号、1997年(なお、片岡は文化資本が相続されるというとき、文化環境や文化的経験というかたちをとる以外に、「文化支弁力」、すなわち諸文化活動を評価する「眼」も親から子へと継承されるとしている。)

(13) 母子世帯に関する研究の動向をまとめているものに色川卓男(1997年)がある。色川は主に収入(勤労収入、社会保障、養育費)に関する研究を中心に検討している。(色川卓男「日本におけるワンペアレント・ファミリー研究の現状と課題」『季刊家計経済研究』、通巻第33号、1997年)なお、本稿での「母子世帯」とは、離別母子世帯をさす。

(14) 例えば、篠塚英子「前掲論文」、石田好江「母子世帯の家計と所得保障」『国民生活研究』、第34巻第2号、1994年。

(15) 埋橋孝文『前掲書』、pp.136-139。

(16) 日本労働研究機構「母子世帯の母への就業支援に関する調査結果－望まれる就労・転職支援策の充実」『労働経済旬報』、第55巻 第168号、2001年。

(17) 室住真麻子「ひとり親世帯の家計」『家計経済研究』第2号、1988年。

(18) 木村清美「離別女性の生活を支える資源―ケース・スタディから」『季刊家計経済研究』通巻第33号、1997年。
(19) 篠塚英子「前掲論文」。
(20) 都村敦子「女性と社会保障」、マーサ・N・オザワ、木村尚三郎、伊部英男編『女性のライフサイクル　所得保障の日米比較』、東京大学出版会、1989年。
(21) 石田好江「前掲論文」。なお、色川（1997年）は、石田が職を求めながらもそれを得られない母子世帯の数字と、控除のために就労を抑制している女性の数字とを比較して「違いはない」としている点を批判している。
(22) 大塩まゆみ『家族手当の研究　児童手当から家族政策を展望する』、法律文化社、1996年。
(23) 日本労働研究機構「母子世帯の母への就業支援に関する調査結果」（2001年）によると、約7割の世帯が児童扶養手当を受けている。なお、厚生労働省は児童扶養手当の支給期間を短縮して就労支援対策を強化し、前夫が養育費を支払うように努力義務を明記するという方針を出している。
(24) 城戸善子「母子世帯と生活保護（I）―母子世帯への所得保障給付に関する統計的考察―」『季刊社会保障研究』第21巻　第3号、1985年、p.247。
(25) 篠塚英子「前掲論文」。
(26) この調査は母子世帯の「「生活世界の内側」に肉薄する」（p.3）ことを目的としており、調査項目は仕事、性別役割分業、家計管理、離婚時の意識、家計収支、要望、日常生活など多岐にわたっている。
(27) 財団法人・家計経済研究所『ワンペアレント・ファミリー（離別母子世帯）に関する6カ国調査』、家計経済研究所、1999年、p.38。
(28) 木村清美「前掲論文」、p.40。
(29) 例えば、下夷美幸「離婚と子どもの養育費」『季刊社会保障研究』第25巻　第2号、1989年、「母子家庭への社会的支援―離婚後の児童扶養問題への対応―」、社会保障研究所編『女性と社会保障』、東京大学出版会、1993年、渡辺千壽子「離婚母子世帯における子どもの生活保障」『社会学部論叢』、第25号、1991年。
(30) 濱本知寿香「離別母子世帯の生活保障―「自立」支援に向けて―」家計経済研究所『前掲書』、1999年。
(31) 下夷美幸「前掲論文」、渡辺千壽子「前掲論文」。
(32) 「平成11年度　全国消費実態調査」。
(33) 食料、住居、光熱・水道、家具・家事用品、被服及び履物、保健医療。
(34) 交通・通信、教育、教養娯楽、その他の消費支出、諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金。
(35) 母子世帯は第I分位とほぼ同じ位置に、一般世帯の平均は第III分位に位置していると想定されている。
(36) 馬場康彦「母子世帯の消費構造の特質」『季刊家計経済研究』通巻第33号、1997年、p.33。
(37) 濱本知寿香「母子世帯の家計」『季刊家計経済研究』通巻第35号、1997年。
(38) 室住真麻子「前掲論文」。
(39) 木村清美「家計内の不平等と権力―離別に至った夫妻のケース・スタディから―」、財団法人・家計経済研究所『前掲書』、1999年。
(40) 『6カ国調査』では、44ケース中7ケースが副業をしている。これには本業の収入が低く、生活していけないためという理由のものと、将来の不安から貯蓄に回すためというものとが含まれる。
(41) 財団法人・家計経済研究所『前掲書』1988年、p.13。
(42) 家計管理は世帯員の一致した意志にもとづく一致した行為であるとの前提に疑問をもち、世帯へ持ち込まれた収入が実際にはどのように配分され支出されるのか、誰がどの部分を管理しているのかという、家計の内部の関係に関心をもった研究が展開されている。前掲の財団法人・家計経済研究所の『現代家計と家計管理に関する実証研究』もこのような関心にもとづいたものである。
(43) 埋橋孝文『前掲書』、pp.134-136。
(44) 前者の立場として篠塚（1992年）、後者の立場として石田（1994年）があげられる。
(45) 渡辺千壽子「前掲論文」、p.110。
(46) かつて貧困原因の社会性を実証したラウントリー

がおこなった調査で設定された第二次的貧困という基準は、その総収入が他の支出に振り向けられない限りは単なる肉体的再生産を保持できる状態とされた。この第二次的貧困の原因のひとつとして、家計管理（における無知、不注意、無計画な支出）があげられた。しかし収入の不規則性と計画性のない支出とが結びつくその構造については解かれぬままであった。そのため、個人的能力の欠如として貧困を判断する人々はその根拠の1つとして家計管理をあげ、その一方で、貧困の原因を社会的なものとする論者にとって家計管理に関する言及はタブーであるか、管理の失敗が低収入によりもたらされていることを強調するのみにとどまった。しかし、その後のイギリスの家計研究では、アシュレイなど貧困生活者の家計管理問題に関心をもつ研究者により、貧困・低所得世帯の家計管理の困難が社会的・制度的にもたらされているということが明らかにされてきた。室住は日本においても、社会的に家計管理に注目があつまるのは、収支管理に失敗して支払いの滞納や負債問題を抱えたときであり、その場合は「個々の世帯の自己責任を問うという文脈で家計管理のあり方が議論されることが多い」(p.231）と指摘する。(室住真麻子『世代・ジェンダー関係からみた家計』、法律文化社、2000年)。

(47) 財団法人・家計経済研究所『前掲書』、1988年、第Ⅲ部　家計管理の「失敗」と現代生活問題　第1章　家賃滞納問題と家計管理　参照。

(48) 東京都立大学　岩田正美研究室『多重債務世帯の生活水準と生活構造―借金返済能力についての家計実態調査―』、1996年　参照。

(49) 『季刊家計経済研究』第9号（1991年）では、「現代消費社会におけるマネープロブレムと社会的援助」が特集され、フランス、イギリス、日本における家計管理援助、「借金カウンセリング」が取りあげられている。

(50) 室住真麻子『前掲書』。

（北海道大学教育学研究科修士課程）